

CHAPTER

3



第3章

計画の視点・前提

第3章

計画の視点・前提

I. 計画推進の視点

人口構造の変化、雇用などの経済状況の変化、自然環境の変化など、社会の変化はますます大きくなっています。また、多様な背景を持つ区民が集まっており、多様性を尊重する社会の実現を目指し、皆が安心して生活していくために、区が対応すべきニーズや課題も一層複雑になっています。

江東区では、本計画の策定とともに改定する「江東区行財政改革計画」に基づき、これまでのまちづくりの中で充実してきた公共サービスを区民ニーズに適切に応えつつ、将来にわたって良好に維持していくため、これまで以上に厳しい認識を持って行財政改革に臨み、区政運営の基礎となる持続可能な財政構造をしっかりと構築し、将来の世代に引き継いでいきます。

また、行政だけが地域課題解決の主体ではないことや、より大きな視点から地域課題を捉えることの重要性から、以下3つの視点を踏まえ、計画を推進していきます。

1. 協働の視点に立った課題解決

協働とは、区民、市民団体(地縁団体、ボランティア団体、NPO 法人等)、大学、事業者等地域の多様な主体と区が、互いの立場や強みを活かすとともに、協働意識の醸成を図り、地域の課題解決や目的の実現に向けて協力することをいいます。

地域活動の担い手の高齢化・固定化や価値観の多様化、住民間のつながりの希薄化、それに伴う高齢者等社会的弱者への見守りの担い手の不足等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、その課題もますます複雑化・多様化しています。こうした中で、基本構想に掲げた区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」を実現するためには、地域の実情や課題に一番身近な区民や市民団体等が主体となって、地域課題の解決と発展に取り組むことが不可欠です。

江東区では、協働推進に関する基本的な考え方に基づき、区民満足度の向上と地域の活性化を図るため、区民、市民団体、事業者等と区がともに地域課題の解決に取り組む「協働」を積極的に推進し、支援を行います。



1. 協働に取り組む意義

外部の多様な主体との協働に取り組むことは、区民・市民団体・行政それぞれにプラスの効果をもたらします。

第一に、区民にとっては、協働を通じてさまざまな主体と出会い、協力してまちづくりに参加する機会が増加します。また、地域のさまざまな主体が、協力して地域課題の解決に取り組むことで、地域環境の向上が期待できます。

第二に、市民団体にとっては、協働が進むことで、自らの強みを活かした新たな公共サービスの担い手となることができ、市民団体の活動の場が広がることが期待できます。

最後に、行政にとっては、協働が進むことで、行政だけでは対応できない多様なニーズ・課題に対するきめ細かな対応が可能となり、区民満足度の向上が期待できます。

2. 協働するために必要な基本的姿勢

江東区では、「江東区における区民協働推進に関する基本的考え方」に基づき、以下3つの基本的姿勢で協働に取り組んでいます。

- 対等性 互いに対等なパートナーであることを認識し、それぞれの主体性や特性を活かした役割と責任を果たします。
- 相互理解 話し合いを重ねながら、地域の課題や協働の目的を共有し、それぞれの組織や手法を尊重した相互理解を図ります。
- 評価 区民や第三者からの客観的な評価を受け、協働の効果を検証していきます。

3. 協働の推進に向けた取り組み

- 区が担っている公共サービスのうち、協働による方が効果的な事業について、区民ニーズと事業目的に応じた協働形態を選択し、市民団体等と積極的に推進していきます。
- 市民団体間の連携を強化しネットワークを構築していくため、中間支援組織において市民団体の活動を支援していきます。

2. SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた取り組み

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された、2030(令和12)年までに世界中で取り組む17の国際目標で、先進国を含めた全ての国で取り組みが進められています。

17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、持続可能な開発のため、経済・社会・環境の統合的な取り組みに重点が置かれ、地方自治体も含んだ幅広い関係者の連携が重視されています。

国は、平成28年12月に策定した「SDGs実施指針」において、SDGs達成に向けて地方自治体の役割を重視し、地方自治体の各種計画等へのSDGsの要素の最大限の反映を奨励しています。

本計画に掲げた各施策の取り組みは、区民の健康や福祉、質の高い教育、住み続けられるまちづくりなど、SDGsに掲げている目標や方向性と同じにするものです。次期計画期間中にSDGsの目標年である2030年を迎えることも踏まえ、引き続きあらゆる施策においてSDGsを念頭に取り組んでいきます。

1. SDGs達成に取り組む意義

SDGsは世界規模で達成を目指す目標ですが、その達成に向けた取り組みは、区民、事業者、区それぞれの行動の積み重ねです。こうした点から、さまざまな主体の活動と密接な関わりを持つ本区の役割は大きく、課題解決に向け、SDGsの目標を踏まえ、本計画に掲げる施策を推進することが重要です。

2. 施策とSDGsの関係性

本計画は、「緑・環境」、「子育て・教育」、「産業・生活」、「健康・福祉」、「まちづくり」の5つの大綱に分類された上で27の施策と3つの計画の実現に向けてによって、構成しています。施策の実施にあたっては、それぞれSDGsの目標や関連するターゲットを見据え、取り組みを推進します。



【分野別計画とSDGsターゲット目標】

施策名	目標(Goal)						
	1 貧困をなくそう	2 真実をゼロに	3 持続可能な開発目標を達成しよう	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギーを
1 みどりの中の都市「CITY IN THE GREEN」の実現						●	
2 地球温暖化対策と環境保全			●	●		●	●
3 持続可能な資源循環型地域社会の形成				●			●
4 良質で多様な保育サービスの充実			●	●	●		
5 みんなで取り組む子育て家庭への支援	●		●	●			
6 一人一人に向き合う学校教育の充実		●	●	●			
7 多様なニーズに応じた教育環境の充実				●			
8 こどもが安全に過ごせる居場所・環境づくり			●				
9 次代を担う青少年の健全育成の推進			●	●			
10 魅力的で活力ある区内産業・商店街の形成				●			
11 人・地域をつなぐ地域コミュニティの活性化							
12 多様性を認め合う(ダイバーシティ)社会の実現				●	●		
13 生涯にわたり学習できる環境の充実				●			
14 スポーツを楽しめる環境の充実			●				
15 文化・歴史の継承と観光振興				●			
16 切れ目のない支援による母子保健の充実			●	●	●		
17 健康づくりの推進と保健・医療体制の充実			●				
18 感染症対策と生活衛生の確保			●				
19 高齢者支援と活躍の推進			●				
20 障害者支援と共生社会の実現			●				
21 地域福祉と生活支援の充実	●	●	●				
22 計画的なまちづくりの推進							
23 良好な住宅の形成と住環境の向上	●						
24 便利で安全な道路・交通ネットワークの整備			●				
25 災害に強い都市の形成							
26 地域防災力の強化							
27 犯罪のないまちづくり							
実現1 開かれた区政と区民の参画・協働の実現							●
実現2 DXによる区民サービス向上と職員の育成	●						●
実現3 効率的かつ自主・自律的な区政運営の推進							●

8 働きがいも経済成長も	9 産業と地域革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくらし責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
			●		●	●	●		●
	●		●	●	●	●	●		●
			●	●	●	●	●		●
●								●	●
●								●	●
●			●					●	●
●			●					●	●
●	●							●	●
		●	●						●
●		●						●	●
●									●
●		●	●					●	●
●	●		●						●
								●	●
			●						●
			●						●
			●			●			●
			●			●			●
								●	●
●									●
								●	●

3. DXの推進

近年のICT（情報通信技術）の発展やネットワーク化は目覚ましく、社会経済のあり方や産業構造が大きく変化し、より便利で豊かな社会づくりを目指す活動が展開されています。

国は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れて、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる「Society 5.0」の実現を目指しています。そのため、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現に向けて、デジタルの力を活用した社会的課題の解決と地域経済のさらなる発展に取り組んでいます。

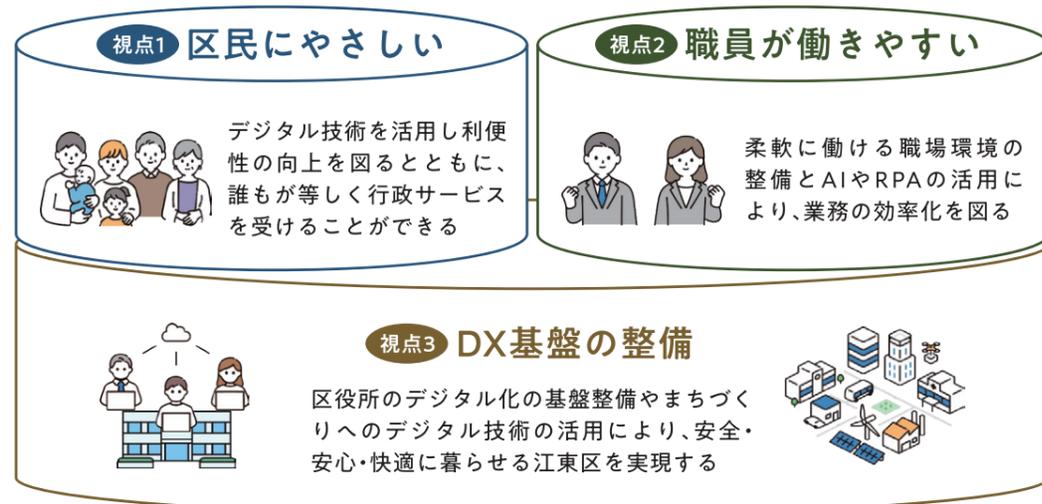
江東区では、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする「江東区情報化推進プラン」を策定し、オンライン申請の拡充やAIを活用したチャットボットの導入等に取り組んできました。今後、AIや自動制御、遠隔操作、センサ技術などのテクノロジーを用いて、緑・環境、子育て・教育、産業・生活、健康・福祉など、さまざまな分野における地域課題の解決を図り、区民にとって便利で質の高い行政サービスの提供と一層の効率的な行政運営を目指すことが求められています。

令和6年度に新たに策定した「江東区DX推進計画」に基づき、デジタル社会を形成するDX基盤を整備し、デジタル技術を活用して区民にやさしく、職員が働きやすい、誰もが便利で快適に暮らせる「Smart KOTO」の実現を目指し、より一層、DXの推進に向けて取り組んでいきます。



Smart KOTO

～ デジタルの力で未来に繋ぐ～



II. 計画の前提

1. 計画人口

1. 人口

江東区の人口は、平成26年で約48.7万人、平成31年で約51.8万人と増加を続け、令和6年には約53.9万人となっています。今後、令和11年に概ね55.3万人まで増加すると推計しています。

2. 年代別人口

年代別人口は、年少人口(0～14歳)が減少する一方、生産年齢人口(15～64歳)と高齢者人口(65歳以上)は増加する見込みです。

年少人口は、平成26年の6.1万人から平成31年に6.7万人へと増加しましたが、その後減少し、令和6年に6.5万人、令和11年には6.1万人、構成割合は10.9%となる見込みです。

生産年齢人口は、平成26年の32.6万人から令和6年の36.1万人まで増加しており、令和11年には38.0万人へとさらに増加し、構成割合は68.6%まで上昇する見込みです。

高齢者人口は、平成26年の10.0万人から令和6年の11.2万人と増加しており、令和11年には11.3万人へとさらに増加する見込みですが、構成割合は平成31年の21.5%をピークに低下する見込みです。

3. 外国人住民数

外国人住民数は、平成26年で約2.1万人、平成31年で約2.9万人、令和6年では3.7万人と急激に増加しています。

4. 世帯数

世帯数は、平成26年で約24.5万世帯、平成31年で約26.7万世帯、令和6年で約28.9万世帯と増加を続けており、令和11年では概ね30.1万世帯まで増加すると推計します。



【江東区の人口及び世帯数の推移】

(各年1月1日現在)

区分	年	平成26年 (2014年)	平成31年 (2019年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)	
人口総数		487,142	518,479	539,108	553,851	
年少人口	(0-14歳)	60,996 12.5%	66,878 12.9%	65,775 12.2%	60,588 10.9%	
生産年齢人口	(15-64歳)	325,873 66.9%	339,939 65.6%	360,576 66.9%	380,029 68.6%	
	青年層	(15-24歳)	37,045 7.6%	42,527 8.2%	47,669 8.8%	51,027 9.2%
	前期壮年層	(25-34歳)	71,200 14.6%	69,114 13.3%	75,565 14.0%	86,823 15.7%
	後期壮年層	(35-54歳)	160,138 32.9%	174,864 33.7%	173,525 32.2%	161,957 29.2%
	熟年層	(55-64歳)	57,490 11.8%	53,434 10.3%	63,817 11.8%	80,222 14.5%
高齢者人口	(65歳以上)	100,273 20.6%	111,662 21.5%	112,757 20.9%	113,233 20.4%	
	前期高齢層	(65-74歳)	56,439 11.6%	57,206 11.0%	50,297 9.3%	46,145 8.3%
	後期高齢層	(75歳以上)	43,834 9.0%	54,456 10.5%	62,460 11.6%	67,088 12.1%
外国人住民数(再掲)		21,234	29,472	37,006	41,529	
世帯数		244,836	267,262	289,285	300,794	
	平均世帯人員	1.99	1.94	1.86	1.84	

注1) 人口は、令和6年1月1日の住民基本台帳データを基に、コーホート要因法により算出しています。

注2) 人口総数には、外国人住民数を含みます。

注3) 構成比の合計は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。



2. 財政計画

1. 財政計画の考え方

財政計画は、基本構想に定める区の将来像及び本計画に掲げる施策を計画期間中に確実に実現するための財源を担保するものであり、今後の社会経済情勢等を勘案しつつ、健全性の保たれた計画を策定する必要があります。

また、少子高齢化の進行や激甚化する自然災害に対する備え、地下鉄8号線延伸を契機とした魅力あるまちづくりのほか、老朽化が進む公共施設・インフラ資産の改築・改修など、さまざまな行政需要に対応するための強固な財政基盤を堅持し続けていくことは行政の責務でもあります。

そのため、財政計画の策定にあたっては、現行の行財政制度や税制度によることを前提として、施設整備・改修計画や人口推計、国内総生産(GDP)の成長率や消費者物価等の主要経済指標に基づき、これまで培ってきた基金や起債を活用し、令和7年度から令和11年度までの後期5か年で見込まれる歳入・歳出全体の財政規模を推計しました。

2. 財政収支推計の方法

令和7年度については、当初予算計上額とし、令和8年度以降の財政計画については、現行の行財政制度によることを前提として、人口推計や主要経済指標等に基づき、次のように推計しました。

歳 入	
①特別区税	現行の税制度を前提に、人口推計から納税義務者数、経済成長率から所得等の伸びを考慮するとともに、ふるさと納税による影響も踏まえて推計
②特別区交付金	現行制度を前提に、経済成長率等を考慮して推計
③譲与税等	現行制度を前提に、経済成長率等を考慮して推計
④国・都支出金	現行制度を前提に、歳出の見込みに連動させて推計
⑤繰入金	主要事業の計画等に基づき、公共施設建設基金、学校施設改築等基金などを活用するとともに、年度間の財源調整として財政調整基金を活用
⑥特別区債	将来の財政負担を考慮しつつ活用
⑦その他の収入	人口推計や今後の事業計画等を踏まえて推計

歳 出	
①人件費	行財政改革計画や今後の退職者の推移などを踏まえて推計
②扶助費	現行制度を前提に、人口推計や施設の運営費などにより推計
③公債費	特別区債について、既発行分及び発行見込額の元利償還金を推計
④投資的経費	新規施設の整備及び既存施設の更新等の主要事業などに基づき推計
⑤その他の経費	人口推計や新規施設の整備等によるランニングコストなどを考慮して推計

3. 長期計画財政内訳

①一般会計財政収支見込

(単位:百万円、%)

区 分	令和7年度		令和7～11年度		
	金額	構成比	金額	構成比	
歳 入	区税等(一般財源)	160,804	57.7	821,045	59.3
	国・都支出金	74,503	26.8	367,704	26.5
	繰入金	25,871	9.3	118,059	8.5
	特別区債	6,667	2.4	21,549	1.6
	その他	10,609	3.8	56,861	4.1
	計	278,453	100.0	1,385,219	100.0
歳 出	義務的経費	122,965	44.2	623,741	45.0
	投資的経費	44,846	16.1	228,275	16.5
	その他の経費	110,642	39.7	533,203	38.5
	計	278,453	100.0	1,385,219	100.0

②長期計画事業費内訳

(単位:百万円、%)

区 分	令和7年度		令和7～11年度	
	金額	構成比	金額	構成比
5か年主要事業費	39,035	100.0	186,575	100.0
主要ハード事業	31,461	80.6	149,428	80.1
主要ソフト事業	7,574	19.4	37,147	19.9

※表示単位未満で四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合があります。

3. 都市計画

この長期計画では、「江東区都市計画マスタープラン2022」に定める重点戦略と将来都市像、将来都市構造に基づき、都市づくりを進めていきます。

重点戦略

「江東区都市計画マスタープラン2022」では、早期の実現に向けて取り組むべき重要なまちづくり政策である「地下鉄8号線延伸のまちづくり」「未来の臨海部のまちづくり」「浸水対応型のまちづくり」を重点戦略として位置付け、対応する都市構造の「軸」「ゾーン」「拠点」の形成に向け、取り組みを強化していきます。



将来都市像

基本構想における「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現に向けて『将来都市像』を設定し、「目指すべき江東区のまちの姿」を展開しています。

将来都市像

概ね2040年代を見据えたまちづくりを進めるため、以下のとおり「将来都市像」を設定しています。

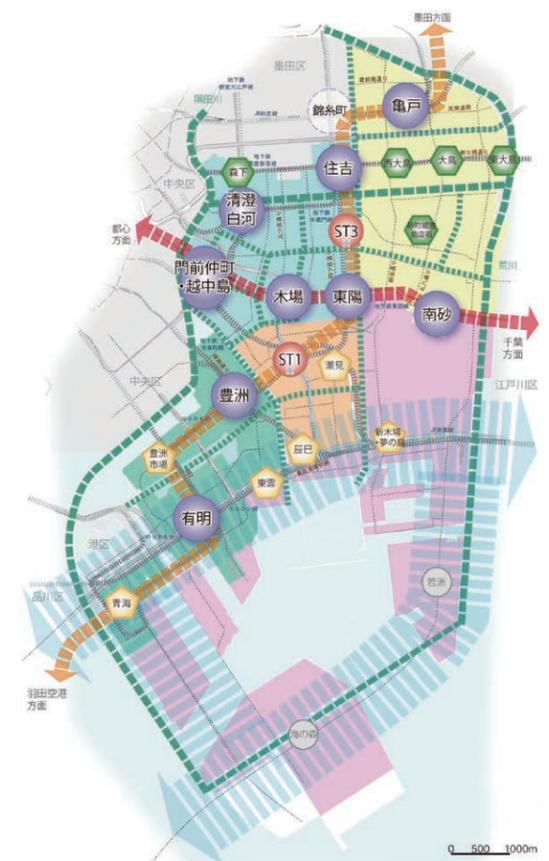
「持続的に発展する共生都市」

目指すべき江東区のまちの姿

「将来都市像」の実現に向けて、5つの「目指すべき江東区のまちの姿」を展開しています。

1. 災害や環境変化などに対する回復力の高い持続可能なまち
2. 水辺と緑に彩られ、快適で心豊かな生活が享受できるまち
3. 多様な人が住みやすく健康に生き生きと暮らせるまち
4. 交流・活動によるにぎわいが絶えず、成長し続けるまち
5. 区民の力で新たな価値を創造し、未来に発信するまち

目指す将来都市構造図



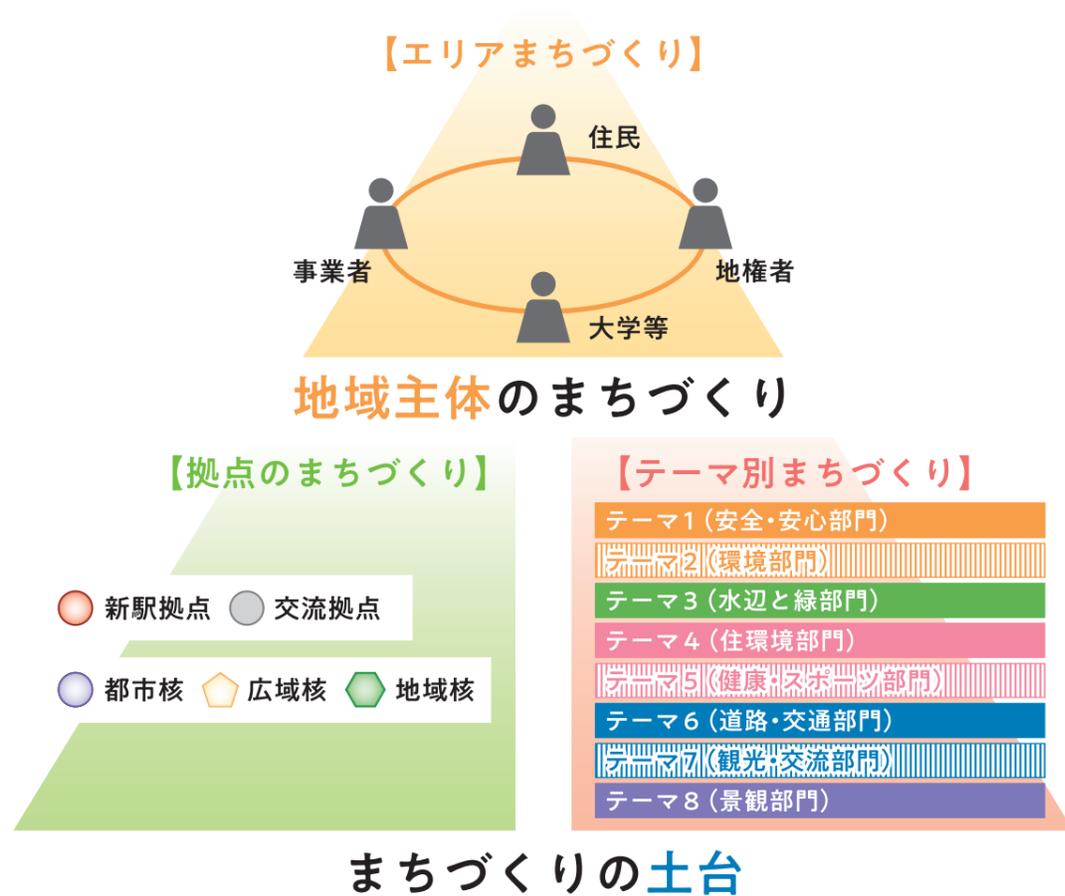
東西都市軸	深川地域	都市核	高速道路
南北都市軸	深川北部地区、深川南部地区	広域核	都市計画道路等
水彩軸	城東地域	地域核	
湾岸軸	城東北部地区、城東南部地区	交流拠点	
公共交通ネットワーク	南部地域	新駅拠点	
	南部地区西(豊洲・有明・東雲・青海)		
	南部地区東(塩浜・潮見・枝川・辰巳)		
	湾岸地区		

※ ST: Station(駅)の略
ST1: (仮称)枝川駅
ST3: (仮称)千石駅

地域主体のまちづくりの推進

「江東区都市計画マスタープラン2022」では、拠点やテーマの視点から、区全体に係るまちづくりの方針や取り組みを示しています。

さらに、区全体を7つの地区に区分し、これまで行政を中心に進められてきた「拠点のまちづくり」及び「テーマ別まちづくり」を土台として、地域住民等が中心となって進める「エリアまちづくり」を掲げています。



4. 施設整備・改修計画、新庁舎の建設

1. 施設整備・改修等の基本方針

都市インフラを含め、公共施設の老朽化の進行に対し、「江東区公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的かつ効果的な保全・更新を着実に進め、将来にわたる安全性・強靱性を確保し、必要な機能・サービスの持続的な提供を図ることで、成長の基盤を支える強靱な都市づくりを推進します。

- ① 今後の人口動態や行政需要の変化を注視していく必要があることから、公共施設等の総量については維持を基本としつつ、行政ニーズの変化に沿った精査、複合化等を行います。
- ② 既存の公共建築物の改修・改築にあたっては、維持管理方針に基づき計画的な改修を行い、50～65年以上を目安に改築を行っていきます。
- ③ 整備・改修等にあたっては、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理、処分にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減等の効率化に努めます。
- ④ 既存施設については、施設を取り巻く社会環境の変化を十分に認識したうえで、安全に施設を維持するための配慮と事故防止の観点から、改修等の緊急性、必要性を精査します。また、時代のニーズや区民要望等に沿った施設のあり方を併せて検討し、施設の持つ機能そのものを見直します。
- ⑤ 施設目的の達成、利用者の減少等で必要性の低くなっている施設については、施設の廃止・縮小、代替施設への転換、他の施設との統合を検討します。
- ⑥ 施設のあり方について見直しが必要とされる施設については、必要な見直しを行ったうえで改修等を行います。

2. 対象施設

次表に掲載する施設を整備・改修の対象とし、具体的な計画は、主要事業として示します。なお、主要事業は、行政評価の結果や社会状況の変化等に基づき、毎年度見直しを行います。

【施設整備・改修計画表】

分野	施策	施設種別	工事種別	事業計画				
				後期				
				7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
緑・環境	1	区立公園	整備					1施設
		緑道公園	改修	南砂緑道公園、大島緑道公園				
		若洲公園		若洲公園				
		区立公園		各区立公園				
		区立児童遊園	各児童遊園					
		水辺の散歩道	整備	553m	都の護岸整備に合わせて整備			
		潮風の散歩道		466m	50m	167m	267m	258m
子育て・教育	4	認可保育所	改築	辰巳第三保育園、亀戸保育園				
			改修	南砂第二、亀高第二、南砂第三、東砂第二、南砂第五、南砂さくら、東陽、東砂第四、南砂第四、南砂第一、塩浜、潮見、東雲、千田、北砂				
	5	子ども家庭支援センター	整備			1施設		
					富岡			
		小学校	改築	小名木川、第六砂町				
			改修	深川、東雲、豊洲、枝川、越中島、第一亀戸、毛利、南砂、東川、第三大島				
	7	中学校	改修	深川第六、第二南砂、東陽、第四砂町				
		幼稚園	改修	施設の状況に応じた改修を各園にて実施				
	8	児童館	改築	東砂				
			改修	豊洲、古石場、大島、亀戸、東雲				
		江東きッズクラブ	改築	小名木川、東砂児童館、六砂				
			改修	深川、東雲、北砂、豊洲、枝川、越中島、一亀、毛利、南砂、東川、亀戸児童館、三大、東雲児童館				

分野	施策	施設種別	工事種別	事業計画				
				後期				
				7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
産業・生活	10	産業会館	改修	産業会館				
	11	地区集会所	改修	大島中央				
	13	図書館	改修	枝川図書サービスコーナー				
	14	区民体育館(スポーツセンター)	改修	スポーツ会館、東砂				
		屋外区民運動施設	改修	夢の島野球場(4グラウンド)、夢の島競技場				
	15	歴史文化施設	改修	伝統芸能稽古場				
江東公会堂		改修	江東公会堂					
健康・福祉	17	保健相談所	改修	深川南部、深川、城東南部				
		福祉会館	改築	東砂				
			改修	古石場、東陽				
			改修	高齢者総合福祉センター				
	19	高齢者在宅サービスセンター	改修	枝川、白河、東陽				
		特別養護老人ホーム	整備	1施設			1施設	1施設
			改修	亀戸九丁目			辰巳一丁目	大島一丁目
		認知症高齢者グループホーム	整備	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設
		介護専用型ケアハウス	整備	1施設			1施設	1施設
		都市型軽費老人ホーム	整備	亀戸九丁目			辰巳一丁目	大島一丁目
整備			1施設			1施設	1施設	
20	障害者福祉施設	改修	障害者福祉センター、第三あすなる作業所					
	障害者グループホーム	整備	1施設			1施設	1施設	
まちづくり	22	バリアフリートイレ	整備	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	23	区営住宅	整備	塩浜、東砂				
			撤去	北砂二丁目、東砂八丁目				
		改修	扇橋一丁目、森下二丁目、塩浜一丁目、北砂七丁目、東陽一丁目、東陽一丁目第二、ピアこうとう					

分野	施策	施設種別	工事種別	事業計画				
				後期				
				7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
まちづくり	24	道路無電柱化	整備					1路線 新砂一丁目
		主要生活道路	改修	年 30,000㎡				
		橋梁	架替	緑橋、大島橋、弁天橋				
			改修	砂潮橋				
			塗装	各橋梁				
	街路灯	改修	街路灯 公園・児童遊園灯 水辺・潮風の散歩道灯					
	25	細街路	拡幅	区内全域				
		防災生活道路 (幅員6m以上)	整備	北砂三・四・五丁目地区				
	26	防災倉庫	整備	新木場				
			改修	東雲、南砂、平野、東砂、東陽第二				
庁舎等	計画の実現に向けて	職員寮	改修	古石場職員寮				
		出張所	改修	南砂、富岡				
		区民館	改修	南砂、富岡、枝川、東陽				

公共緑化・再生可能エネルギー等の活用を行う施設(新設含む)			
公共緑化	1	屋上・壁面緑化	小名木川小学校、第六砂町小学校
		橋台敷緑化	6か所
		公園内接道緑化	40園
		河川護岸緑化	760m
		シンボルツリー	10か所
		地域特性緑化	牡丹地域、亀戸地域
		ナチュラルスティックガーデン	5か所
再生可能	2	再生可能エネルギー設備導入施設	若洲公園、小名木川小学校、第六砂町小学校

3. 新庁舎の建設

区役所本庁舎は、昭和48年の建設から52年が経過し、施設の老朽化等に伴い、今後多額の維持・補修経費が見込まれます。また、改修では、水害対策など防災面での脆弱性を解決することが困難であるため、新庁舎の建設が必要な状況です。

新庁舎の建設では、計画から建設・竣工まで、10年を超える期間を要することなどから、築60年から65年を目安として、新庁舎建設に向けて令和2年度から検討を開始しています。

令和6年度は、公募区民、区議会議員、学識経験者等で構成された「江東区新庁舎建設基本構想策定会議」を設置し議論を行うとともに、区民アンケート、区民ワークショップ、子どもグループインタビュー、庁内プロジェクトチーム等の取り組みを通じて、多様な意見を聴取しながら、新庁舎建設の基本理念や基本方針をはじめ、建設場所、規模、機能など、建設の指針となる基本的な考え方を示す「江東区新庁舎建設基本構想」を策定しました。

「基本構想」では、施設整備方針などについても整理しています。土地利用に関しては、防災センター及び文化センター敷地を加えた現庁舎敷地を、新庁舎の建設地として位置づけるとともに、新庁舎と防災センターに加え、文化センターとの一体的な整備を前提に今後の検討を進めていきます。

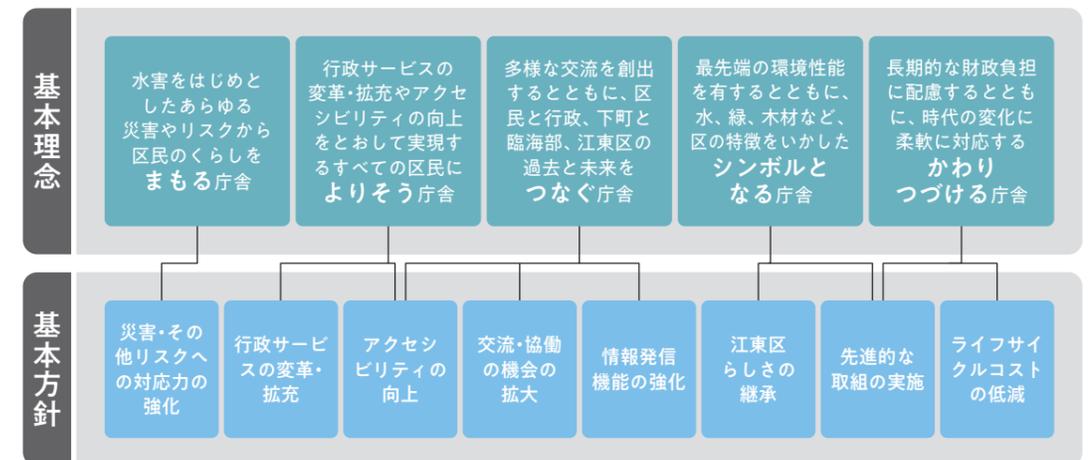
子どもグループインタビューの様子



区民ワークショップの様子



新庁舎の基本理念・基本方針



令和7年度からは「基本構想」をもとに、保健所等の公共施設の集約化などの複合化のあり方や民間機能の導入、区有地以外の周辺敷地等との一体的な土地利用についても検討を行いながら、「江東区新庁舎建設基本計画」の策定を進めていきます。

なお、新庁舎の建設においては、多額の建設費が見込まれることから、長期的な視点に立ち、令和7年度から基金の積立を開始します。